



目的達成業務届出書

西経企営第24号
平成24年5月29日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくぼんぼちよう

住 所 大阪府大阪府中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）が、当社のIP通信網サービス等の契約者に対して、他の会社等の商品等の料金について当該商品等の購入者の要望に基づき回収（請求・収納）代行（以下、「回収代行」という。）を、電気通信役務を利用して行う当社または他の事業者による本人確認または課金と組み合わせて実施する。

なお、本届出により実施する回収代行業務は、既に附帯業務として実施している回収代行業務または目的達成業務として実施している回収代行業務（平成12年6月16日認可（郵電政第3036号））以外のものとする。また、既に目的達成業務として実施している回収代行業務に準じて、必要に応じて本業務の利用状況及び収支状況を報告する。

(2) 主な業務の実施方法

- ・ 必要に応じた当社のIP通信網サービス等の契約者であることの確認及び他の会社等の商品等の料金の課金
- ・ 当社のIP通信網サービス等の契約者への請求書等に表示するための編集
- ・ 回収代行する料金を含めた当社のIP通信網サービス等の契約者への請求書等の印刷・封入・封緘・発送及びWeb等で閲覧可能とするための登録・表示
- ・ 回収代行する料金の収納及び収納状況の確認
- ・ お客様からのお問い合わせへの対応 等

2. 業務の開始の日

平成24年6月5日（予定）

3. 業務の収支の見込み



4. 業務を営む理由

IP・ブロードバンド化の進展に伴い、インターネット等を利用した通信販売等の電子商取引が普及・拡大するとともに、お客様の商品購入における支払い手段が多様化してきており、商品購入における支払い手段のさらなる多様化や利便性向上に対するお客様要望が高まってきている。

加えて、インターネット上だけでなく、店舗等における対面販売においても、電子マネーやプリペイドカードが普及・拡大し、決済の多様化・電子化が進んできており、電子商取引と同様に、さらなる多様化や利便性向上のニーズが高まってきている。

このようなお客様要望の高まりを受け、様々な企業から当社に対して、既に実施している回収代行の取扱商品以外の商品等についても、料金の回収代行の実施を強く要望されている。

については、当社としても、回収代行の取扱商品を拡大し、お客様の利便性の向上に寄与することで、当社のIP通信網サービス等を用いた電気通信役務の利用機会の増大に資することになるため、本業務の実施を通じて、地域電気通信事業の目的を達成する考えである。